

11 在宅医療の提供体制

1 推進状況及び評価

指標名（単位）	地域推進方針における指標				実績数値						令和4年度の達成状況
	現状値	目標値（R5）	目標数値の考え方	現状値の出典（年次）	H30	R1	R2	R3	R4	R5	
訪問診療を実施している医療機関数 （人口10万対）	9.9	12.4	現状より増加 （医療需要の伸び率から推計）	平成28年度 NDB [厚生労働省]	—	—	9.7以上※	—	—		データ更新なし
機能強化型の在宅療養支援診療所又は 病院届出数	4	6	現状より増加	厚生局届出名簿 （平成30年4月1日現在）	4	4	3	3	3		目標値に未達成
退院支援を実施している病院数	10	11以上	現状より増加	平成28年度 NDB [厚生労働省]	—	—	8以上※	—	—		データ更新なし
在宅療養後方支援病院の数	0	1	現状より増加	厚生局届出名簿 （平成30年4月1日現在）	0	0	0	0	0		目標値に未達成
在宅看取りを実施している医療機関 数	11	17	現状より増加	平成28年度 NDB [厚生労働省]	—	—	12以上※	—	—		データ更新なし
訪問看護ステーション数	18	19	現状より増加 （医療需要の伸び率から推計）	厚生局届出名簿 （平成30年4月1日現在）	18	22	20	—	20		目標値を達成
歯科訪問診療を実施している診療所 数	34	43	現状より増加 （医療需要の伸び率から推計）	平成28年度 NDB [厚生労働省]	—	—	31以上※	—	—		データ更新なし
訪問薬剤管理指導を実施する事業所 数	26	33	現状より増加 （医療需要の伸び率から推計）	平成28年度 NDB（介護DB） [厚生 労働省]	—	—	29	—	—		データ更新なし
訪問診療を受けた患者数 [1か月当たり]（人口10万対）	268.0	335.0	現状より増加 （医療需要の伸び率から推計）	平成28年度 NDB [厚生労働省]	—	—	296.3	—	—		データ更新なし
在宅死亡率（%）	15.03 （H27実績）	全国平均以上	現状より増加 （参考：全国平均H28 19.9）	平成28年度人口動態調査 [厚生労働省] 特別集計	—	16.7	17.41	—	—		データ更新なし

※ 施設数が少数の場合は具体的な数値が公表されないため、当該市町は1として扱い、実績数値に「以上」と標記

2 主な取組の内容等

取組の内容	実 績	課 題	今後の方向性
<p>ア 地域医療体制の構築</p> <p>①各市町においては、住み慣れた地域で暮らしながら医療を受けられるよう、在宅医療・介護連携体制の構築を目指し、地域の医療介護資源等の把握や課題の整理を行い、課題解決に向け取組を進め、退院支援から日常の療養支援、急変時の対応、看取りまで継続した医療提供体制の構築を図ります。また、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、心身の状況等に応じた適切な住まいの確保と、安心して日常生活を営むために必要な生活支援サービス、ホームヘルプサービスなどの介護サービスや在宅医療の提供を一体的にとらえ、住宅施策と福祉施策の連携に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅医療・介護連携推進事業により次の取組を実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域情報のマップ化</li> <li>・協議会の開催</li> <li>・多職種研修会の開催</li> <li>・情報共有ツールの活用</li> <li>・相談窓口の運営</li> <li>・住民への情報共有・普及啓発 等</li> </ul> </li> <li>・各市町における取組状況及び課題の共有 <ul style="list-style-type: none"> <li>【北見保健所管内在宅医療・介護連携推進事業担当者会議の開催】</li> <li>&lt;令和4年度&gt;1回 (2/17)</li> <li>【網走保健所管内在宅医療・介護連携推進事業担当者会議の開催】</li> <li>&lt;令和3年度&gt;1回 (7/19)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会等を活用し、地域の実情に応じた取組を推進するとともに、各種施策の連携に努める必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PDCAサイクルに基づき、医療提供体制の構築、医療介護連携の促進、住宅施策と福祉施策の連携に努める。</li> </ul>
<p>②保健所は、在宅医療・介護が必要な患者ニーズに対応できる仕組みを整備することを目指し、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、介護支援専門員など、地域の多職種により、広域的な課題解決策を協議し、在宅医療の提供体制と療養支援体制の充実に努めます。協議の機会としては、北網保健医療福祉圏域連携推進会議在宅医療専門部会を定期的に開催します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北網保健医療福祉圏域連携推進会議在宅医療専門部会を開催</li> <li>&lt;令和3年度&gt;</li> <li>1日 時 令和4年3月3日(木) 書面開催</li> <li>2内 容 (1)在宅医療専門部会部会長の選出</li> <li>(2)地域単位の見直しについて報告</li> <li>(3)地域推進方針の見直しについて報告</li> <li>(4)網走地域、北見地域の令和2年度、令和3年度の実績報告</li> <li>3参 加 在宅医療支援医療機関、職能団体、多職種チーム代表、行政機関等</li> <li>&lt;令和4年度&gt;</li> <li>1日 時 令和5年3月22日(水) 書面開催</li> <li>2内 容 (1)北網圏域における在宅医療の現状</li> <li>(2)令和4年度北海道在宅医療推進支援センター事業</li> <li>(3)網走地域、北見地域の令和3年度、令和4年度の実績報告</li> <li>(4)難病患者・家族のための災害時準備ガイドブック</li> <li>3参 加 在宅医療支援医療機関、職能団体、多職種チーム代表、行政機関等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅医療専門部会等の協議の場を定期的に設置し、広域的な在宅医療提供体制の構築と療養支援体制の充実に努める必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅医療専門部会を定期的に開催し、二次医療圏の課題を明確にし、解決策を検討する。</li> </ul>
<p>③在宅医療専門部会は、網走地域・北見地域の多職種連携チームを設置し、地域特性を踏まえた取組の推進に努めます。多職種連携チームにおいては、在宅医療介護に関し、地域住民への普及啓発や関係職員の研修を行うなど、人材育成と多職種間の連携体制の構築に努めます。入退院支援から日常の療養支援、急変時の対応、看取りのための医療及び多職種による連携方策については、各保健所単位で検討し、患者や家族が安心して在宅療養できる体制の整備を図ることを目指します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北見地域、網走地域の多職種連携チームで次の取組を実施</li> <li>【北見地域多職種連携チーム会議の開催】</li> <li>&lt;令和3年度&gt;1回 (3/29書面開催)</li> <li>【網走地域多職種連携チーム会議の開催】</li> <li>&lt;令和3年度&gt;1回 (12/21オンライン開催)</li> <li>&lt;令和4年度&gt;1回 (7/21オンライン開催)</li> <li>【網走地域ACP(人生会議)に関するパネル作成・設置・貸し出し】</li> <li>【網走地域各種研修会等の周知】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地域の特性や資源を踏まえた検討、取組を、多職種協議会を中心に推進していく必要がある。各地域の課題は次のとおり。</li> <li>・北見地域は、在宅医療に関する人材不足があるが、顔の見える連携はできている。利用者の体調の変化等を連絡相談できる日頃からの連携強化が必要である。</li> <li>・網走地域は、新型コロナウイルス感染症の長期化に伴い、面会が制限されない在宅療養のニーズが高まっており、更なる多職種連携の充実が求められている。また、多職種が直接会う機会の減少から、顔の見える関係が希薄になってきており、再構築に向けた取組が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・網走地域、北見地域の多職種連携チームの取組を継続する。</li> <li>・各地域の課題を明確にし、解決策を検討する。広域的な検討が必要な課題については、在宅医療専門部会の議題へ反映していく。</li> </ul>
<p>④圏域内における情報連携については、医療と介護の連携体制を構築するため、連携ツールの共有やICTの活用、遠隔診療等の取組を促進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・退院前カンファレンス、サービス担当者会議、個別ケア会議等が適宜実施</li> <li>・入退院連携のツール等の活用が定着し、情報を共有</li> <li>・ICTを活用した地域医療ネットワークの整備が促進され、情報を提供</li> <li>北まるnet(北見市医療福祉情報連携協議会)</li> <li>北見赤十字病院連携システム(北見赤十字病院)</li> <li>地域医療連携ネットワークシステム(美幌町)</li> <li>バイタルリンク(小清水赤十字病院)</li> <li>多職種連携情報共有システム(網走市)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地域の連携ツールの活用により連携を促進していく必要がある。</li> <li>・円滑な連携のため、ICTの活用を促進していく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅医療提供体制強化事業の各種補助事業の活用を検討する。</li> <li>・連携ツールやICTの活用状況及び課題を検討し、適切な活用を継続していく。</li> </ul>

取組の内容	実 績	課 題	今後の方向性
<p>イ 在宅医療を担う医療機関の整備等</p> <p>⑤在宅医療を必要とする患者や家族のニーズに対応するには、重症度に応じた診療や急変時の対応、生活の場での看取りへの対応等が必要であることから、これらの在宅医療の充実を図るため、複数の医療機関や訪問看護ステーション等との連携の充実を図ります。</p> <p>⑥24時間体制の在宅医療を提供できるよう、機能強化型の在宅療養支援診療所以外の診療所も含めたネットワークの構築に努めます。</p> <p>⑦患者が急性期医療機関を退院し、円滑に在宅療養に移行するためには、地域の診療所や訪問看護、介護サービスの利用を促進するための退院調整機能を強化する必要があることから、退院前カンファレンス等の機会を活用し、退院後に起こりうる事態やその対応について在宅医療を担う医療機関や訪問看護ステーション等との間で情報共有を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関と他機関の情報共有のため退院前カンファレンス等実施</li> <li>・特に訪問看護と在宅療養支援診療所等にて情報を共有(効果) <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療と介護の連携の円滑化</li> <li>・重症化予防や状態の改善</li> <li>・急変時の早期対応</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、医療と介護の協議の場を設置し、個別ケースの連携を充実させていく必要がある。</li> <li>・多職種会議等とおし、各職種、各機関の役割や機能等の相互理解を図り、体制整備を促進させていく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・退院前カンファレンス、サービス担当者会議、個別ケア会議等、医療機関が他機関と情報共有を図れる体制を充実させていく。</li> <li>・多職種協会等を開催し、各職種、機関の課題を共有し、連携体制の強化について検討する。</li> </ul>
<p>ウ 緩和ケア・看取りケア体制の充実</p> <p>⑧在宅緩和ケアが推進されるよう、緩和ケア病床を有する病院や在宅療養支援診療所等の関係者の連携を促進します。</p> <p>⑨在宅における緩和ケア・看取りケアに関わる医師、薬剤師及び看護師、介護職等の従事者に対する研修を実施するとともに、在宅療養患者に対する相談支援体制等の整備に努めます。</p> <p>⑩在宅緩和ケアにおける医療用麻薬の使用については、薬剤師を含むチーム医療により、適切な服薬管理が行われるよう努めます。</p> <p>⑪住み慣れた自宅等、患者が望む場所で看取りを行うことができるよう、在宅医療を担う関係機関及び介護保険施設、グループホーム等における連携の充実を図り、取組を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北見赤十字病院緩和ケア病棟を中心に、次の取組を実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・多機関の連携促進のため、退院前カンファレンスの実施、情報シートの活用</li> <li>・緩和ケアに関連する市民講座</li> <li>・関係者向けの研修会 等</li> </ul> </li> <li>・薬剤師を含むチーム医療により、医療用麻薬等の適切な服薬管理を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修の実施等により関係者の知識の向上をはかり、支援技術向上に努める必要がある。</li> <li>・多職種会議等とおし、現状の把握につとめ、各職種、各機関の役割や機能等の相互理解を図り、体制整備を促進させていく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北見赤十字病院緩和ケア病棟を中心とした支援体制の充実に向け次の取組を推進していく。</li> <li>・多職種協議会等を開催し、人材不足、専門職の離職等、現状を把握</li> <li>・研修会等の開催による関係者の支援技術の向上</li> <li>・退院前カンファレンス等の実施による個別ケースの情報共有</li> <li>・適切な服薬管理を目的とした関係機関の情報共有</li> </ul>
<p>エ 在宅栄養指導、口腔ケア体制の充実</p> <p>⑫歯科医師及び歯科衛生士、栄養士等の連携により、在宅における栄養管理や、歯・口腔機能の維持や専門的な口腔ケアの充実に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歯科医師会において、オホーツク圏域在宅歯科医療連携室を設置(令和元年11月より相談員を雇用)</li> <li>・訪問歯科診療の相談手順を策定(北見市)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養管理や口腔ケアの充実に取り組む必要がある。</li> <li>・在宅歯科医療連携室の業務や役割について、関係職種に対し周知を図り、利用を促進していく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、多職種協議会等とおし、歯科医師、歯科衛生士、栄養士等と他職種の協議を行う。</li> <li>・多職種協議会等とおし関係職種に対し、在宅歯科医療連携室に係る周知を図る。</li> </ul>

取組の内容	実 績	課 題	今後の方向性
<p>オ 訪問看護の質の向上及び提供体制の確保</p> <p>⑬医学的ケアを必要とする在宅患者に対し、訪問看護は医療処置などの重要な役割を担っていることから、療養者のニーズを的確に捉え、他の専門職種と連絡・調整を行い、生活の質を確保しながら支援することができるよう、研修の実施等を通じ、訪問看護を行う看護職員の確保と質の向上を図ります。</p> <p>⑭退院支援として、訪問看護師が、医師・看護師、退院調整担当者との連絡調整や病院主催の退院前カンファレンス等に参加するなどして、介護支援専門員などと連携し患者の在宅療養環境を整え、緩和ケアや看取りも含めた訪問看護サービスの提供と充実に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域看護連携推進事業により、次の取組を実施【北見地域看護連携推進検討会議】  <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;令和3年度&gt;1回 (12/10)</li> <li>&lt;令和4年度&gt;1回 (2/20)</li> </ul> </li> <li>・訪問看護ステーション出向支援事業（北海道看護協会委託）を実施  <ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度、令和4年度の活用なし</li> </ul> </li> <li>・施設間交流研修事業（北海道看護協会）を実施  <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;令和3年度&gt;訪問看護ステーションは2施設で実施（合計2名）</li> <li>&lt;令和4年度&gt;訪問看護ステーションは4施設で実施（合計8名）</li> </ul> </li> <li>・訪問看護サービスの提供のため、退院前カンファレンス、サービス担当者会議、ケア会議等に訪問看護師が出席</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問看護師の確保にむけ、訪問看護ステーション出向支援事業や施設間交流事業の活用を推進していく必要がある。</li> <li>・各種研修をとおし、訪問看護の質の向上を図る必要がある。</li> <li>・訪問看護師が他職種との協働することにより、医療・介護連携の促進を図り、サービスの提供と充実に促進していく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問看護ステーション出向支援事業や施設間交流事業の活用を推進し、訪問看護の魅力発信に努める。</li> <li>・研修会等により、訪問看護の質の向上に努める。</li> <li>・退院前カンファレンス、サービス担当者会議、ケア会議等への、訪問看護師の出席を促進し、訪問看護サービスの提供と充実に努める。</li> </ul>
<p>カ 訪問薬剤管理指導の推進</p> <p>⑮在宅療養中の患者が適正に服薬できるよう、「お薬手帳」の普及等により、服薬管理を支援します。</p> <p>⑯また、薬局薬剤師の役割機能の普及により、薬局間の連携や関係機関との連携・協力による在宅患者への薬剤管理指導を促し、在宅医療の充実に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・薬剤師会が中心となり、「お薬手帳」の普及啓発を実施</li> <li>・薬剤師の在宅訪問サービスや、健康サポート薬局等について、チラシ等を用いて普及啓発を実施</li> <li>・薬剤師会主催により多職種研修会を開催【北海道薬剤師会北見支部】  <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;令和3年度&gt;在宅医療研修会（10/1） 約100名</li> <li>&lt;令和4年度&gt;北見薬剤師会学術大会（2/25）45名</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「お薬手帳」の普及等により、在宅療養の充実に努める必要がある。</li> <li>・多職種協議会等をとし、他職種へ薬局薬剤師等の役割機能を普及していく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・薬剤師会を中心とし、地域で行われる住民向けイベント等の機会を利用し、「お薬手帳」の普及を図る。</li> <li>・薬剤師会を中心とし、個別の会議や地域の会議の機会を活用し、薬剤師の役割機能を関係者に普及していく。</li> </ul>
<p>キ 住民に対する在宅医療の理解の推進</p> <p>⑰往診や訪問診療など在宅医療に重要な役割を果たすかかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局を持つことの必要性、訪問看護、訪問リハビリテーションや栄養指導の役割などについて、患者や家族、地域住民に対する普及啓発に努めるとともに、在宅医療に関する情報提供に努めます。</p> <p>⑱患者の意思に沿った医療が提供できるよう、日頃から、急変時や人生の最終段階における医療についてどう考えるか、かかりつけ医等医療従事者や家族と話し合うことなどについて、住民への普及啓発に努めるとともに、在宅療養中の患者の急変に備え、かかりつけ医等医療従事者や介護関係者間で患者の意思等が共有できる体制構築に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅医療介護連携推進事業により次の取組を実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域情報のマップ化、配布、HP掲載</li> <li>・希望者へのエンディングノートの配布（北見市） 等</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルスの流行により、住民向け講演会等の機会が減ってしまったが、在宅医療の理解の促進には、地域の資源やACP等について、住民周知していく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、多職種協議会等により地域の実情にあった方法を検討しながら、在宅医療に関する資源やACP等について普及啓発を行う。</li> </ul>
<p>ク 災害を見据えた在宅医療提供体制の構築</p> <p>⑲災害時に自ら避難することが困難な在宅療養中の患者が適切に避難支援を受けられるよう、住民に対し、避難行動要支援者への支援制度やお薬手帳等の意義について普及啓発するとともに、市町、医療機関等の関係機関・関係団体との連携を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動の支援制度やお薬手帳の意義について、個別又は各種事業等をとし普及啓発を実施</li> <li>・難病専門部会（北網圏域難病対策地域協議会）において、在宅難病患者の方が災害時に備えるために「難病患者・家族のための災害時準備ガイドブック（令和5年3月改訂）」を作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康危機発生時に、在宅療養者へスムーズに支援がなされるよう、平時より、住民への健康教育の実施や、関係機関の連携について検討しておく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で行なわれる住民向けイベント等の機会を利用し、避難時の支援制度やお薬手帳等について地域住民へ普及を図る。</li> <li>・在宅療養患者等の災害時個別支援計画の策定等を推進する。</li> </ul>